

京都市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月31日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第11号

京都市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会傍聴人規則の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「6人」を「12人」に改め、同条第3項中「、傍聴しようとする者が6人を超える場合において」を削り、「12人とする」を「増加させる」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)